

## 総務政策課 お知らせ



お問い合わせは、  
(☎63・2051)まで。



## 町内全世帯を対象に 自治会保険に加入しています

各地区で行っている奉仕活動やスポーツ大会、お祭りなどに参加している間におこったケガは、ケガをされた方も関係者の方も大変です。

住民のみなさまが自治会活動に参加している間のケガによる入院・通院・後遺障害・万一の死亡を補償するため、町では町内全世帯の住民を対象に自治会活動保険に加入しています。補償内容と保険金の限度額は下表のとおりです。

もし事故にあったら、すぐにご連絡ください。保険事故の連絡が遅れた場合などは保険金の

| 自治会活動保険       |           |        |
|---------------|-----------|--------|
| 補償内容          |           | 保険金額   |
| 賠償責任(対人・対物補償) |           | 1億円    |
| 傷 害           | 死亡・後遺障害   | 300万円  |
|               | 入院(1日につき) | 2,000円 |
|               | 通院(1日につき) | 1,000円 |

受け取りができなくなる可能性がありますので、ご注意ください。

## 仕事のご依頼を おまわっています!

センターには、永年の職業を通じて豊かな経験と能力をもつ高齢者の方々が会員として登録されており、多岐にわたる仕事が可能です。



仕事のご依頼のほか、会員への登録についてなど、詳しいお問い合わせ、お申込みは下記連絡先までお願いします。

〒649-1213 日高町大字高家630番地  
(日高町農村環境改善センター内)  
月曜～金曜 9:30～12:00 13:00～16:00  
(昼休みは不在)

日高町シルバー人材センター  
☎70・0385  
E-mail:hidakacho.sjc@za.ztv.ne.jp

## 防災ひとくちメモ vol.43



### 水位観測システムを活用しよう!

夏場は大雨や台風により、河川の増水や氾濫などの被害も増えてまいります。

日高町では水位観測システムにより常に町内3箇所(中志賀、小中、荊木)の水位を監視していますので、大雨の時は家の近くの水位を確認して、危ないと思ったら早めに浸水などの対策をお取りください。水位観測システムは日高町のホームページから確認することが出来ます。

<<http://www.town.wakayama-hidaka.lg.jp/docs/2016022300026/>>





お問い合わせは、  
(☎63・3800)まで。

## 児童扶養手当 特別児童扶養手当 現況届のお知らせ

児童扶養手当及び特別児童扶養手当を受けている方は、毎年『現況届』を提出する必要があります。

期間は、児童扶養手当が8月1日～8月31日まで、特別児童扶養手当は8月12日～9月9日までとなっています。

この現況届は、受給者の前年の所得状況などを確認するものです。

現況届の提出がない場合、手当の受給資格があっても8月分以降の手当が受けられませんので、忘れずに手続きをしてください。2年間この届を提出しないと受給資格がなくなります。

※現在、児童扶養手当を受けている方には、7月以降、役場からお知らせしていますので、手続きをお願いします。

## 児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障がいがある家庭の子どもを育てている方に、子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日（一定の障がいがある場合は20歳未満）まで支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

### 手当の額

| 児童扶養手当             |      |                |
|--------------------|------|----------------|
| 児童数                | 月 額  |                |
| 子1人                | 全部支給 | 42,330円        |
|                    | 一部支給 | 42,320円～9,990円 |
| 第2子加算              | 全部支給 | 10,000円        |
|                    | 一部支給 | 9,990円～5,000円  |
| 第3子以降加算<br>(1人につき) | 全部支給 | 6,000円         |
|                    | 一部支給 | 5,990円～3,000円  |

※平成28年8月分から、加算額が増額されます

支給の時期 年3回(4か月分ずつ支給)

- 4月(12月～3月分)
- 8月(4月～7月分)
- 12月(8月～11月分)

## 特別児童扶養手当

20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障がいもしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

### 手当の額

| 特別児童扶養手当 |         |
|----------|---------|
| 級        | 月 額     |
| 1級       | 51,500円 |
| 2級       | 34,300円 |

支給の時期 年3回(4か月分ずつ支給)

- 4月(12月～3月分)
- 8月(4月～7月分)
- 12月(8月～11月分)

## 野焼きは法律で禁止されています

「近所でごみを燃やしている、煙で困っている」「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入っている」などの苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類発生や火災の危険など、さまざまな問題となっています。

ドラム缶・ブ  
ロック囲い・素  
ぼりの穴を利  
用したものや、  
法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。

家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められていますが、焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。

